

## 参考資料一覧

参考資料1 戦略計画2011-2020（愛知目標）	1
参考資料2 生物多様性基本法の概要	5
参考資料3 生物多様性保全活動促進法の概要	7
参考資料4 生態系と生物多様性の経済学（T E E B）	13
参考資料5 木づかい運動の概要	15
参考資料6 SATOYAMAイニシアティブに関するC O P 10の決議	17
参考資料7 環境保全型農業直接支払	19
参考資料8 鳥獣被害防止特措法の概要	21
参考資料9 農業の生物多様性に関するC O P 10の決議	23
参考資料10 世界重要農業資産システム（G I A H S）の活用	25
参考資料11 森林における生物多様性の保全及び持続可能な利用の推進方策について（概要）	27
参考資料12 森林・林業再生プラン（概要）	31
参考資料13 新たな資源管理体制について ～資源管理指針・資源管理計画の導入～	35
参考資料14 食料・農業植物遺伝資源条約（I T P G R）の概要	39
参考資料15 I P B E S（生物多様性版I P C C）	43



## 戦略計画2011-2020（愛知目標）（環境省仮訳）

### ビジョン（展望）

この戦略計画のビジョンは、「自然と共生する」世界であり、すなわち「2050年までに、生物多様性が評価され、保全され、回復され、そして賢明に利用され、それによって生態系サービスが保持され、健全な地球が維持され、全ての人々に不可欠な恩恵が与えられる」世界である。

### ミッション（使命）

生物多様性の損失を止めるために効果的かつ緊急な行動を実施する。これは、2020年までに、回復力のある生態系と、その提供する基本的なサービスが継続されることが確保され、それによって地球の生命の多様性が確保され、人類の福利と貧困解消に貢献するためである。

これを確保するため、生物多様性への圧力が軽減され、生態系が回復され、生物資源が持続可能に利用され、遺伝資源の利用から生ずる利益が公正かつ衡平に配分され、適切な資金資源が提供され、能力が促進され、生物多様性の課題と価値が主流化され、適切な政策が効果的に実施され、意思決定が予防的アプローチと健全な科学に基づく。

### 戦略目標A. 各政府と各社会において生物多様性を主流化することにより、生物多様性の損失の根本原因に対処する。

目標1：遅くとも2020年までに、生物多様性の価値と、それを保全し持続可能に利用するため可能な行動を、人々が認識する。

目標2：遅くとも2020年までに、生物多様性の価値が、国と地方の開発・貧困解消のための戦略及び計画プロセスに統合され、適切な場合には国家勘定、また報告制度に組み込まれている。

目標3：遅くとも2020年までに、条約その他の国際的義務に整合し調和するかたちで、国内の社会経済状況を考慮しつつ、負の影響を最小化又は回避するために生物多様性に有害な奨励措置（補助金を含む）が廃止され、段階的に廃止され、又は改革され、また、生物多様性の保全及び持続

可能な利用のための正の奨励措置が策定され、適用される。

目標4：遅くとも2020年までに、政府、ビジネス及びあらゆるレベルの関係者が、持続可能な生産及び消費のための計画を達成するための行動を行い、又はそのための計画を実施しており、また自然資源の利用の影響を生態学的限界の十分安全な範囲内に抑える。

戦略目標B、生物多様性への直接的な圧力を減少させ、持続可能な利用を促進する。

目標5：2020年までに、森林を含む自然生息地の損失の速度が少なくとも半減、また可能な場合には零に近づき、また、それらの生息地の劣化と分断が顕著に減少する。

目標6：2020年までに、すべての魚類、無脊椎動物の資源と水生植物が持続的かつ法律に沿ってかつ生態系を基盤とするアプローチを適用して管理、収穫され、それによって過剰漁獲を避け、回復計画や対策が枯渇した種に対して実施され、絶滅危惧種や脆弱な生態系に対する漁業の深刻な影響をなくし、資源、種、生態系への漁業の影響を生態学的な安全の限界の範囲内に抑えられる。

目標7：2020年までに、農業、養殖業、林業が行われる地域が、生物多様性の保全を確保するよう持続的に管理される。

目標8：2020年までに、過剰栄養などによる汚染が、生態系機能と生物多様性に有害とならない水準まで抑えられる。

目標9：2020年までに、侵略的外来種とその定着経路が特定され、優先順位付けられ、優先度の高い種が制御され又は根絶される、また、侵略的外来種の導入又は定着を防止するために定着経路を管理するための対策が講じられる。

目標10：2015年までに、気候変動又は海洋酸性化により影響を受けるサンゴ礁その他の脆弱な生態系について、その生態系を悪化させる複合的な人為的圧力を最小化し、その健全性と機能を維持する。

**戦略目標C.** 生態系、種及び遺伝子の多様性を守ることにより、生物多様性の状況を改善する。

**目標11**：2020年までに、少なくとも陸域及び内陸水域の17%、また沿岸域・海域の10%、特に、生物多様性と生態系サービスに特別に重要な地域が、効果的、公平に管理され、かつ生態学的に代表的な良く連結された保護地域システムやその他の効果的な地域をベースとする手段を通じて保全され、また、より広域の陸上景観又は海洋景観に統合される。

**目標12**：2020年までに、既知の絶滅危惧種の絶滅及び減少が防止され、また特に減少している種に対する保全状況の維持や改善が達成される。

**目標13**：2020年までに、社会経済的、文化的に貴重な種を含む作物、家畜及びその野生近縁種の遺伝子の多様性が維持され、その遺伝資源の流出を最小化し、遺伝子の多様性を保護するための戦略が策定され、実施される。

**戦略目標D.** 生物多様性及び生態系サービスから得られる全ての人ための恩恵を強化する。

**目標14**：2020年までに、生態系が水に関連するものを含む基本的なサービスを提供し、人の健康、生活、福利に貢献し、回復及び保全され、その際には女性、先住民、地域社会、貧困層及び弱者のニーズが考慮される。

**目標15**：2020年までに、劣化した生態系の少なくとも15%以上の回復を含む生態系の保全と回復を通じ、生態系の回復力及び二酸化炭素の貯蔵に対する生物多様性の貢献が強化され、それが気候変動の緩和と適応及び砂漠化対処に貢献する。

**目標16**：2015年までに、遺伝資源へのアクセスとその利用から生ずる利益の公正かつ公平な配分に関する名古屋議定書が、国内法制度に従って施行され、運用される。

**戦略目標E.** 参加型計画立案、知識管理と能力開発を通じて実施を強化する。

**目標17**：2020年までに、各締約国が、効果的で、参加型の改訂生物多様性国家戦略及び行動計画を策定し、政策手段として採用し、実施している。

目標18：2020年までに、生物多様性とその慣習的な持続可能な利用に関連して、先住民と地域社会の伝統的知識、工夫、慣行が、国内法と関連する国際的義務に従って尊重され、生物多様性条約とその作業計画及び横断的事項の実施において、先住民と地域社会の完全かつ効果的な参加のもとに、あらゆるレベルで、完全に認識され、主流化される。

目標19：2020年までに、生物多様性、その価値や機能、その現状や傾向、その損失の結果に関する知識、科学的基礎及び技術が改善され、広く共有され、適用される。

目標20：少なくとも2020年までに、2011年から2020年までの戦略計画の効果的実施のための、全ての資金源からの、また資金动员戦略における統合、合意されたプロセスに基づく資金資源动员が、現在のレベルから顕著に増加すべきである。この目標は、締約国により策定、報告される資源のニーズアセスメントによって変更される必要がある。

## 生物多様性基本法の概要

### 前 文

生物多様性が人類の生存基盤のみならず文化の多様性を支えており、国内外における生物多様性が危機的な状況にあること、我が国の経済社会が世界と密接につながっていることなどを踏まえた、本基本法制定の必要性を記述

### 目的

生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、豊かな生物多様性を保全し、その恵沢を将来にわたって享受できる自然と共生する社会を実現し、地球環境の保全に寄与すること

### 基本原則

**生物多様性の保全と持続可能な利用をバランスよく推進**

- ①保全：野生生物の種の保全等が図られるとともに、多様な自然環境を地域の自然的・社会的条件に応じ保全
- ②利用：生物多様性に及ぼす影響が回避され又は最小となるよう、国土及び自然資源を持続可能な方法で利用

保全や利用に際しての考え方

- ③予防的順応的取組方法
- ④長期的な観点
- ⑤温暖化対策との連携

### 年次報告

白書の作成

### 生物多様性戦略

**国の戦略：「生物多様性国家戦略」策定の義務規定**

**地方の戦略：地方公共団体が単独又は共同で策定する地方版戦略を努力義務規定**

### 基本的施策

#### 保全に重点を置いた施策

- ①地域の生物多様性の保全
- ②野生生物の種の多様性の保全等
- ③外来生物等による被害の防止

#### 持続可能な利用に重点を置いた施策

- ④国土及び自然資源の適切な利用等の推進
- ⑤遺伝子など生物資源の適正な利用の推進
- ⑥生物多様性に配慮した事業活動の促進

#### 共通する施策

- ⑦地球温暖化の防止等に資する施策の推進
- ⑧多様な主体の連携・協働、民意の反映及び自発的な活動の促進
- ⑨基礎的な調査等の推進
- ⑩試験研究の充実など科学技術の振興
- ⑪教育、人材育成など国民の理解の増進
- ⑫事業計画の立案段階等での環境影響評価の推進
- ⑬国際的な連携の確保及び国際協力の推進

### 生物多様性の保全にかかる法律の施行状況の検討

この法律の目的を達成するため、生物多様性の保全に係る法律の施行状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。



# 生物多様性保全活動促進法の概要

## 趣旨・背景

### ◆ 地域における生物多様性が深刻な危機に直面

- ・希少な野生動植物の減少
- ・二次的自然(里地里山など)の手入れ不足
- ・外来種の侵入による生態系の搅乱



### ◆ 地域の特性に応じた保全活動が必要

- ・自然的・社会的状況は地域によって様々

### ◆ 社会的要請の拡大

- ・生物多様性基本法の制定(平成20年)
- ・生物多様性条約COP10の開催

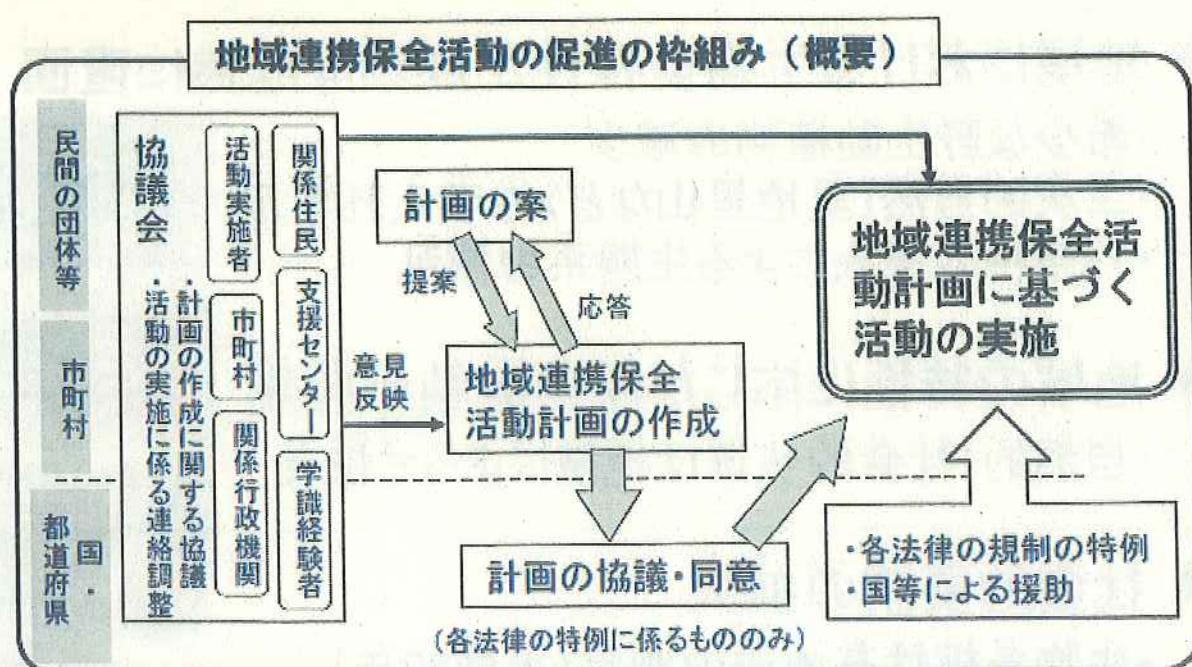
# 制度の概要

## ◆ 基本方針の策定

環境大臣、農林水産大臣、国土交通大臣による地域連携保全活動の促進に関する基本方針の策定

## ◆ 地域連携保全活動の促進の枠組み

- ・市町村による地域連携保全活動計画の作成
- ・NPO等による計画の案の作成についての提案
- ・地域連携保全活動計画の作成や実施に係る連絡調整を行うための協議会の設置
- ・地域連携保全活動計画に従って行う活動については、自然公園法、自然環境保全法、種の保存法、鳥獣保護法、森林法及び都市緑地法に基づく一定の許可等を受けなくてもよいとする特例措置(特例の対象となる行為は、参考資料1を参照)  
(計画作成段階での環境大臣又は都道府県知事への協議・同意)



## ◆ 関係者間のマッチングのための体制の整備

関係者(活動実施者、土地所有者、企業等)間における連携・協力のあっせん、必要な情報の提供・助言を行う拠点としての機能を担う体制を、地方公共団体が整備

## ◆ 生物多様性保全上重要な土地の保全活動に対する援助

- ・民間主体が行う生物多様性の保全のための土地の取得の促進のための援助
- ・環境大臣が生物多様性保全上重要な土地(国立公園等)を寄附により取得した場合における、当該土地における生物多様性の保全のための意見の聴取

## ◆ 地域連携保全活動に対する国等の援助

国及び地方公共団体による、地域連携保全活動に対する援助

## ◆ 所有者不明地に関する施策の検討

土地所有者が判明しないこと等により協力が得られない場合における、生物多様性の保全のための制度の在り方の検討・必要な措置の実施

## ◆ 施行期日

法律の公布の日(平成22年12月10日)から起算して1年以内(基本方針に係る規定については公布の日)

# 地域連携保全活動計画の区域の設定イメージ

## ○○地域連携保全活動計画（A町）

目標：里地里山の維持管理

活動：・竹林の伐採

・冬期湛水

・シカの侵入防止柵の設置



## △△地域連携保全活動計画（B村）

目標：希少種（鳥類）の保護増殖

活動：・生息状況調査

・餌場となる

水辺の整備



生息状況調査

餌場となる  
水辺の整備

食害防止柵の設置

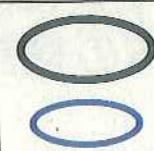
竹林の  
伐採

冬期湛水

都市公園  
における植栽

ビオトープ  
の創出

河川における  
外来種の防除



計画区域

実施場所

複数の市町村が共同して  
作成することもある。

## □□地域連携保全活動計画（C市）

目標：都市の生物多様性の保全

活動：・ビオトープの創出

・河川における外来種（魚類）  
の防除

・都市公園における植栽



## 生物多様性保全活動のイメージ

### 里地里山

- 森林の間伐、下草刈り
- 竹林の伐採、雑木林での落ち葉かき
- 湿地などのヨシ刈り、灌木の伐採
- ボランティアによる植林
- 希少種（ギフチヨウやゲンゴロウなど）の生息環境を保全するための活動
- （森林の管理、食草の保全、外来種の防除）
- 鳥獣被害対策
- （隠れ場となる藪の刈り払い、侵入防止柵の設置、鳥獣の個体数調査など）
- 動植物の生育・生息状況調査
- 環境教育活動、自然観察会など



### 河川・海

- 希少な魚類の生息環境を保全するための活動（魚道の設置、外来種の防除、草刈り、清掃、浚渫など）
- 海岸や干潟を利用する生物（ウミガメやカワウなど）の生息環境を保全するための活動
- 漁場・干潟の保全活動
- サンゴを捕食するオニヒトデの防除
- 動植物の生育・生息状況調査など



### 奥山地域

- 希少種の生育・生息状況調査
- 希少種の保護増殖を図るための活動（希少植物の播種、巣箱の設置など）
- 市民団体による森づくり
- 自然観察会、バトロールなど



### 田園地域

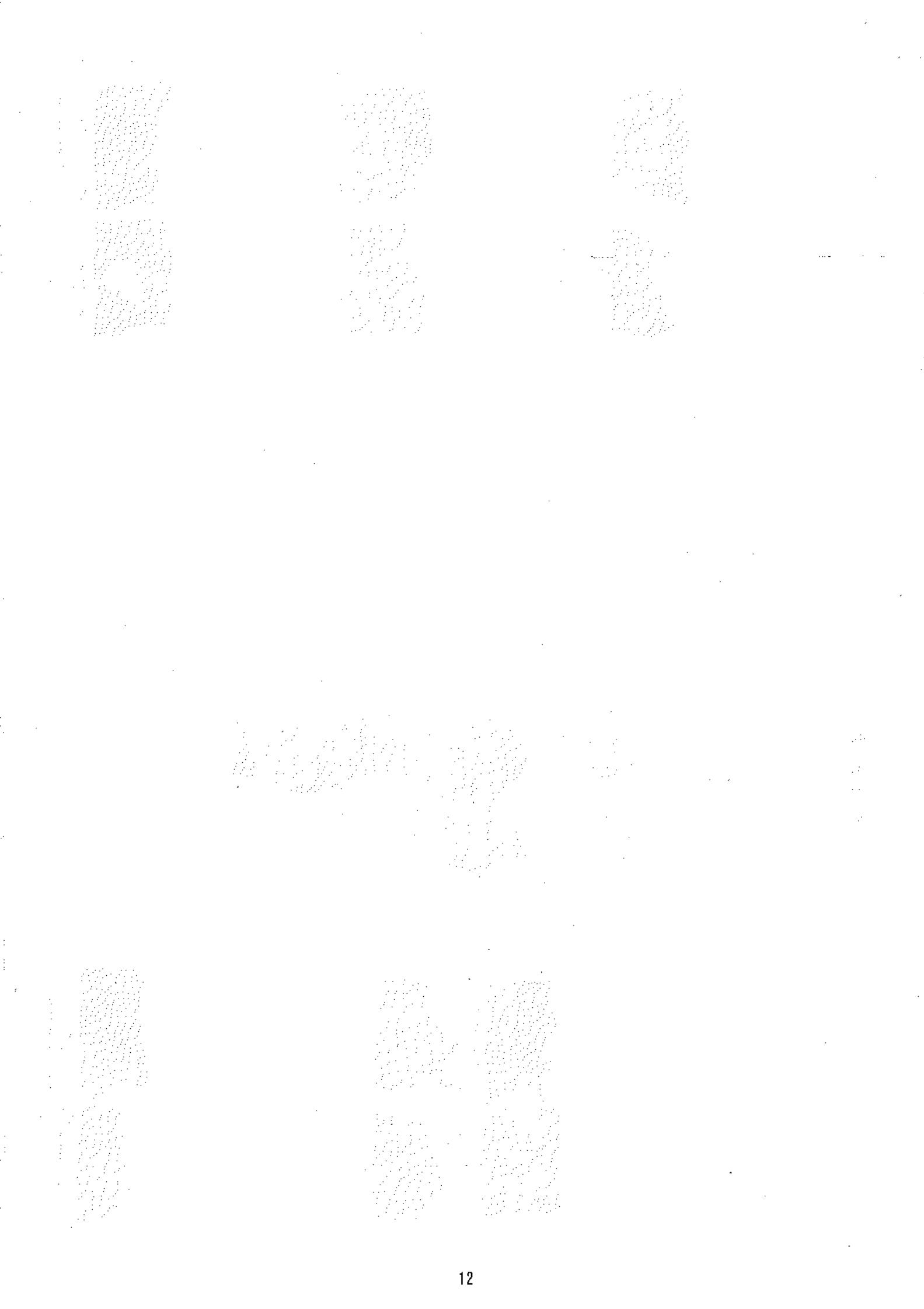
- 田んぼなどにおける希少種（鳥類など）の整備の現場となる水辺の整備
- 動植物の生育・生息・生育状況調査
- 冬水たんぼ
- 減・無農薬などによる米づくり
- 生物に配慮した用水路づくりなど



### 都市

- 都市内の緑地の管理
- ビオトープの創出
- 身近な生きもの調査
- 環境教育活動、自然観察会
- 市民と協働した緑地に関する計画づくりなど
- 外来種の防除
- 市民による計画づくり
- 都市公園での自然觀察会







## 生態系と生物多様性の経済学 (TEEB : The Economics of Ecosystems and Biodiversity)

参考資料4

TEEB: 地球規模での生物多様性の経済的価値に注目し、  
生物多様性の損失や生態系の劣化に伴う費用の増加を取り上げ、  
科学や経済の専門家をつなげることで、  
今後の実行可能な施策立案を可能とするための国際的なイニシアティブ。

### 平成19年3月 G8環境大臣会合 (ドイツ・ポツダム)

- 「ポツダム・イニシアティブー生物多様性2010」が支持され、生物多様性の地球規模の損失に関する経済的評価の重要性が指摘される。



ドイツ政府がドイツ銀行のスクデフ氏を中心に研究を開始  
第1フェーズ: 平成19年5月～平成20年5月

### 平成20年5月 生物多様性条約COP9 (ドイツ・ボン)

- 閣僚級会合でスクデフ氏よりTEEBの中間報告が発表される。  
(TEEBは2つのフェーズで構成。中間報告は第1フェーズの要約。)



第2フェーズをとりまとめ (日本も一部協力)  
第2フェーズ: 平成20年5月～平成22年10月(予定)

### 平成22年10月 生物多様性条約COP10 (名古屋)

- 最終報告書が公表。  
経済学的観点から生物多様性の喪失について世界レベルで研究された成果をとりまとめたもの。



## 生態系と生物多様性の経済学 (TEEB : The Economics of Ecosystems and Biodiversity)

TEEB チームリーダー  
**Pavan Sukhdev (UNEP)**

UNEP  
欧州連合  
英国環境・食糧・農村地域省  
ドイツ連邦環境・自然保護・原子力安全省

- DO(理論)
- D1(政策決定者向け)
- D2(自治体向け)
- D3(ビジネス向け)
- D4(市民向け)

### 日本からのインプット

D2: 環境経済の政策研究チームによる貢献  
地方自治体の生物多様性施策についての日本の優良事例を提供。  
例)「コウノトリを育むお米」(兵庫県豊岡市)  
「地下水涵養による水資源の保護」  
(熊本県白川中流域)



D3: 日本の事業者による事例の一覧を提供。

### 【提言】

- ① 生態系・生物多様性の価値を経済的に明らかにすることが必要  
生態系・生物多様性の価値が様々な意思決定に反映されておらず、その損失を招いている。
- ② 政策立案や様々な意思決定において、生態系・生物多様性の価値を経済社会で反映できる手法への変更が必要
  - ・生物多様性の保全等に悪影響を与える補助金の改革・生物多様性の保全等のための規制や税制の導入
  - ・生態系・生物多様性に関する事業活動のリスクやビジネスチャンスの予測及びこれに基づく事業者の行動
  - ・生態系・生物多様性に関する情報システムの構築や目標の設定、計測・評価・報告の実施。など



世界銀行による国際的な取り組みへ  
(国家勘定への取り込み等)

the first time, and the first time I have seen it, I am very much interested in it.

I am sending you a copy of the paper, and I hope you will be able to get it published in your journal.

I am sending you a copy of the paper, and I hope you will be able to get it published in your journal.

I am sending you a copy of the paper, and I hope you will be able to get it published in your journal.

I am sending you a copy of the paper, and I hope you will be able to get it published in your journal.

I am sending you a copy of the paper, and I hope you will be able to get it published in your journal.

I am sending you a copy of the paper, and I hope you will be able to get it published in your journal.

I am sending you a copy of the paper, and I hope you will be able to get it published in your journal.

I am sending you a copy of the paper, and I hope you will be able to get it published in your journal.

I am sending you a copy of the paper, and I hope you will be able to get it published in your journal.

I am sending you a copy of the paper, and I hope you will be able to get it published in your journal.

I am sending you a copy of the paper, and I hope you will be able to get it published in your journal.

I am sending you a copy of the paper, and I hope you will be able to get it published in your journal.

I am sending you a copy of the paper, and I hope you will be able to get it published in your journal.

I am sending you a copy of the paper, and I hope you will be able to get it published in your journal.

I am sending you a copy of the paper, and I hope you will be able to get it published in your journal.

I am sending you a copy of the paper, and I hope you will be able to get it published in your journal.

# 木づかいい運動の概要

- 国産材の利用の意義を幅広く訴えるため、「木づかいい運動」を開催。
- 木材の利用が地球温暖化防止等に資するという木材利用の意義や木材の良さについて、一般の消費者や企業等にわかりやすく、直接訴えるなど集中的な普及啓発を推進。
- 企業等と連携し、企業活動を通じた国産材需要拡大や企業の実需を地域材に結びつけていく活動を開催

## ■ 企業の交流セミナーの開催、政府広報等による普及啓発活動を展開、感謝状の贈呈等

・木づかいい運動ロゴマーク登録企業のマッチングフェアを開催し、国産材利用製品の製造、販売、使用企業が相互に交流することにより、新たなビジネスチャンスを創出。

・国産材を大量にPRした企業等に対して 感謝状を贈呈して積極的にPRする。

## ■ ロゴマーク「木づかいいサイクルマーク」を通じた普及啓発活動

・「木づかいいサイクルマーク」を制定し、国産材を使用した木製品やパッフレット等への添付を通じて国産材の利用をPR。

・平成23年2月現在、277の企業・団体がマークを使用登録。

## ■ 木材利用に関する教育活動(木育)の推進



市民や児童の木材に対する理解を深めるため、多様な関係者が連携・協力しながら、材料としての木材の良さやその利用の意義を学ぶ木材利用に関する教育活動「木育」を推進。



国産材のおもちゃ

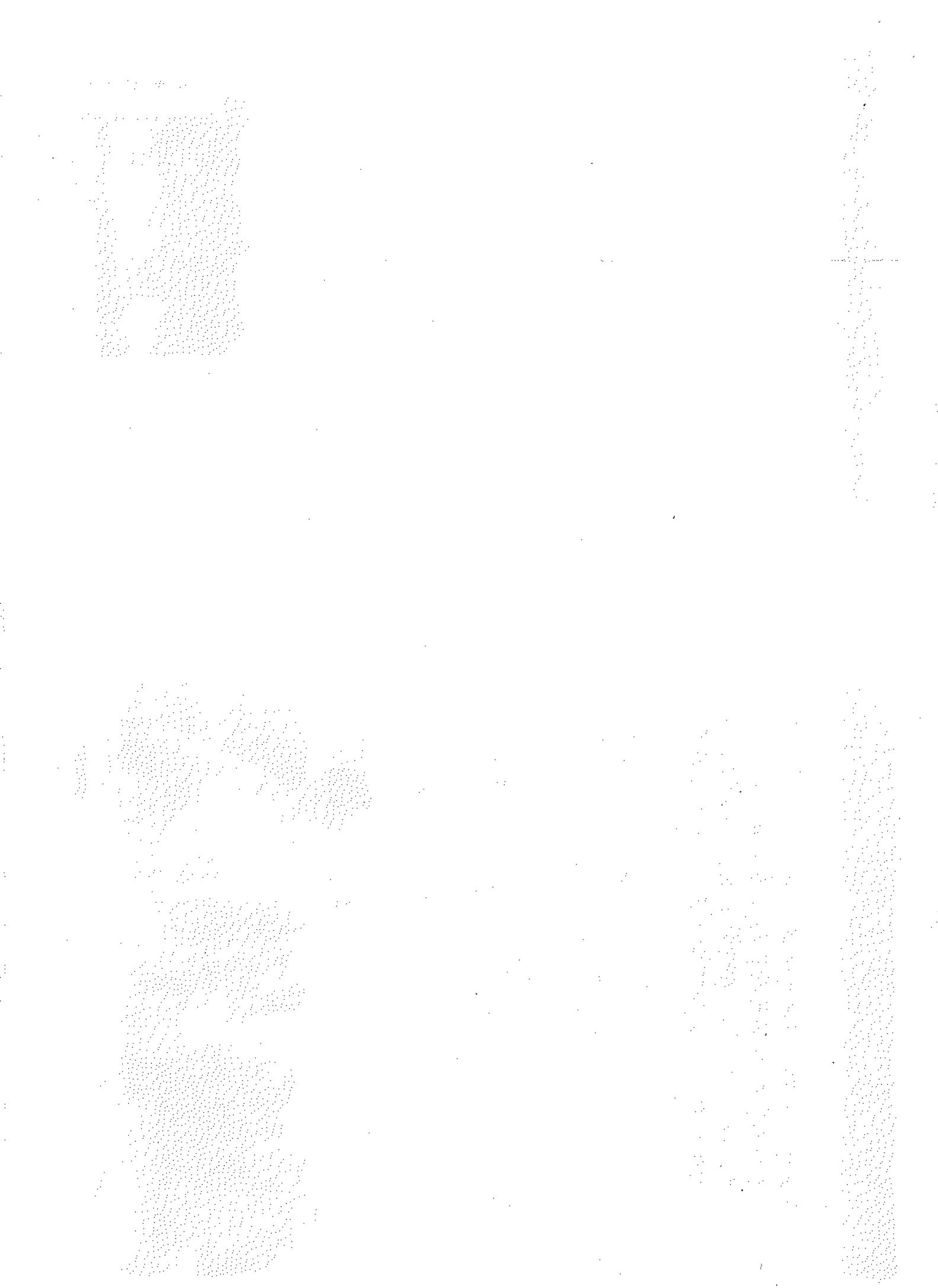


木育キャラバン(島根県)



木づかいい運動ロゴマーク登録企業のマッチングフェア

参考資料5



## SATOYAMA イニシアティブに関するCOP10の決議

「生物多様性の持続可能な利用」(2010年10月29日決議) (抄)

Sustainable Use of Biodiversity (Advance Unedited Text)

(締約国会議は)

- 5 日本国政府及び国連大学高等研究所が SATOYAMA イニシアティブの発展を円滑に進め、調整を行う上で果たした主導的役割に注目する。
- 6 SATOYAMA イニシアティブが、生物多様性の利益と人類の幸福のために人為の影響を受けた自然環境をよりよく理解し支援するために潜在的に有益な道具であることを認識し、SATOYAMA イニシアティブが、本条約、国際的に合意された開発目標及びその他の関連する国際的な義務と整合が図られ、又は調和がとれた形で利用されることを確認する。
- 7 生物資源の持続可能な利用のための、知識がより普及され、能力が向上され、プロジェクトやプログラムが促進され、SATOYAMA イニシアティブと、UNESCO（国連教育科学文化機関）の「人間と生物圏計画」、「国際モデル森林ネットワーク」、地域又は先住民社会により開発され管理された地域社会により保全された地区を含む他のイニシアティブや活動との相乗作用が促進されるよう、生物多様性条約第10条(c)項に従って、慣習的な利用についての理解と実施が前進するように、SATOYAMA イニシアティブをさらに議論し、分析し、理解することを認識し、支持する。
- 8 人為の影響を受けた自然環境における実践のプロジェクトや活動に対する意識を高め、支援することと同様に、ケーススタディを収集・分析し、教訓を取り出し、生物資源の持続的な利用に関する様々な実践例についての研究を促進することを含む SATOYAMA イニシアティブにより特定された活動を実行するための仕組みとしての国際的パートナーシップについて注目する。また、締約国とその他の政府、関係機関に対して、本パートナーシップへの参加を促す。
- 9 SATOYAMA イニシアティブを含む生物多様性の持続可能な利用を支援し、必要に応じて増進させることを、事務局長に対して要求し、締約国、他の政府及び関係機関に対して促す。

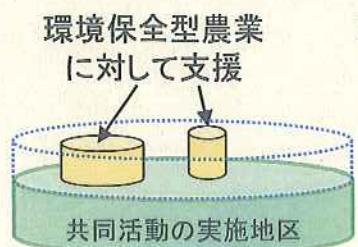


## 環境保全型農業直接支払

参考資料7

- 集落共同で農地・農業用水等の保全管理を実施しているかどうかにかかわらず、全国で支援を実施します。

これまで(農地・水・環境保全向上対策)



平成23年度～(環境保全型農業直接支払)



全国に支援を拡大



- 化学肥料・農薬を5割以上低減する取組とセットで地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に取り組む農業者等に対して直接支援を行います。

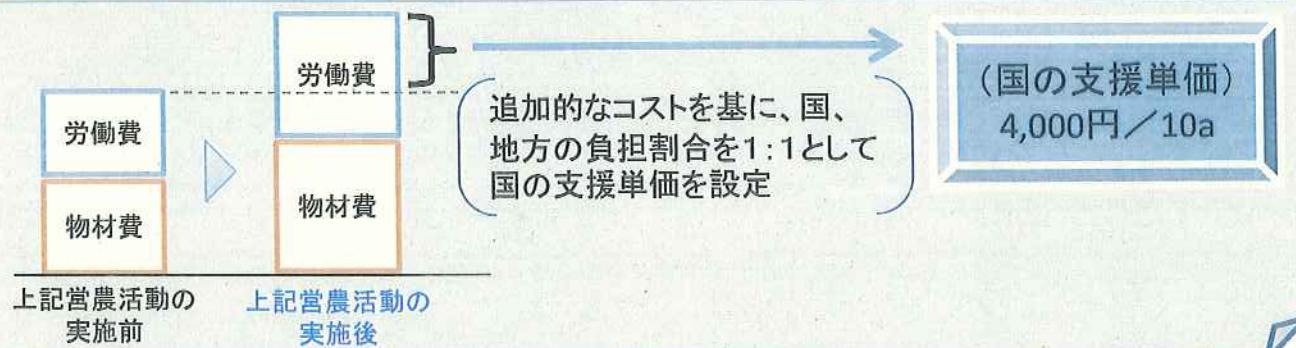


### 地球温暖化防止等に効果の高い営農活動

- 5割低減とセットで行われる次の取組  
—カバーフロップの作付け  
—リビングマルチ、草生栽培の実施  
—冬期湛水管理
- 有機農業の取組



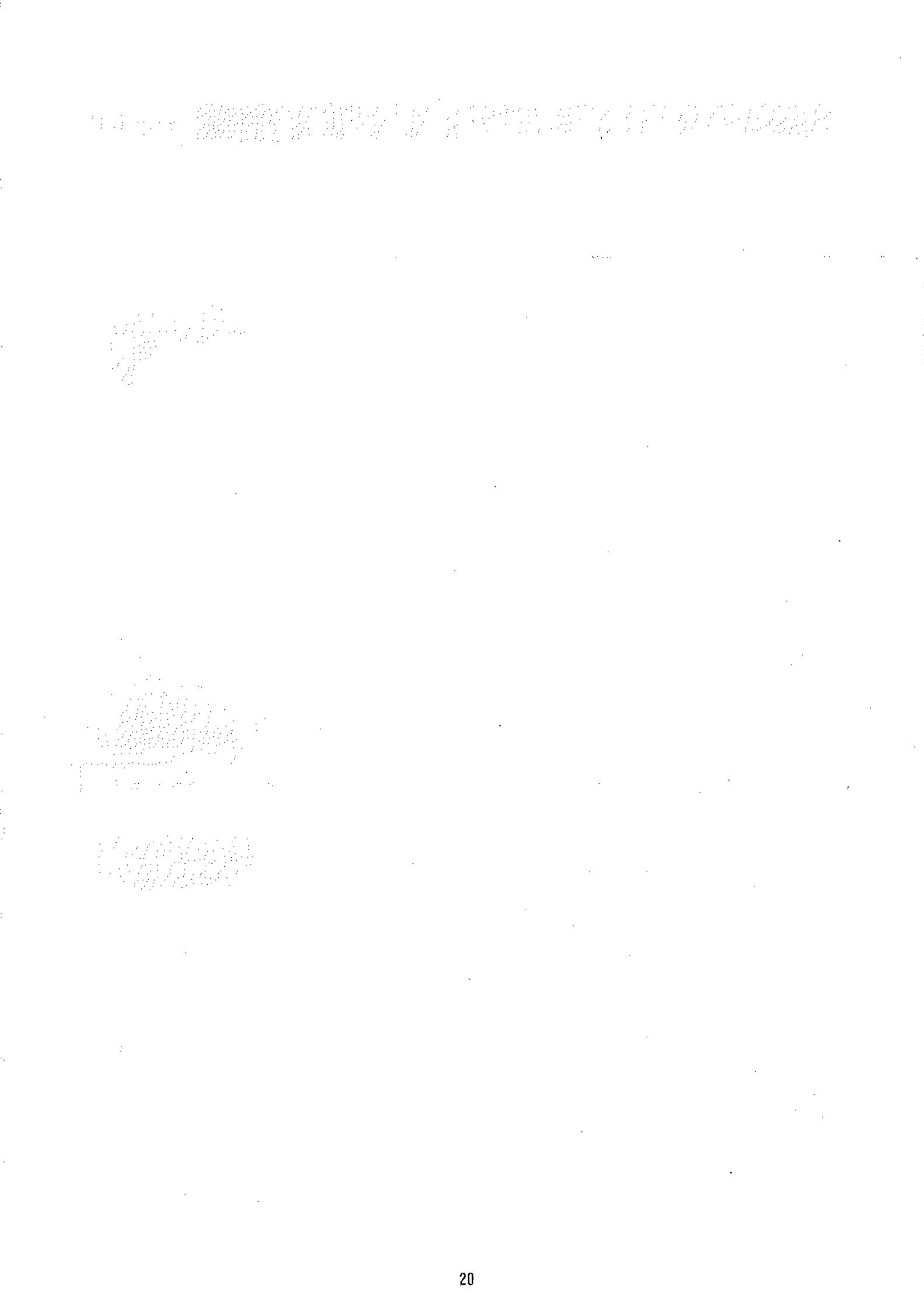
- 支援水準は、上記営農活動の実施に伴う追加的コストに着目して設定します。



- 現行の農地・水・環境保全向上対策で化学肥料・農薬を5割以上低減する取組に対して支援を受けている農業者グループに対しては、平成23年度までは支援を継続します。その場合の支援単価は、現行対策と同じです(先進的営農活動支援交付金)。

<国の支援単価>

水稻:3,000円/10a、麦・豆類:1,500円/10a、果菜類:9,000円/10a 等



## 鳥獣被害防止特措法の概要

### 目的

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための施策を総合的かつ効果的に推進し、農林水産業の発展及び農山漁村地域の振興に寄与します。

### 内容

農林水産大臣が被害防止施策の基本指針を作成します。



基本指針に即して、市町村が被害防止計画を作成します。

被害防止計画を定めた市町村に対して、被害防止施策を推進するための必要な措置が講じられます。

### 具体的な措置



#### 権限委譲

都道府県に代わって、市町村自ら被害防止のための鳥獣の捕獲許可の権限行使できます。

#### 財政支援

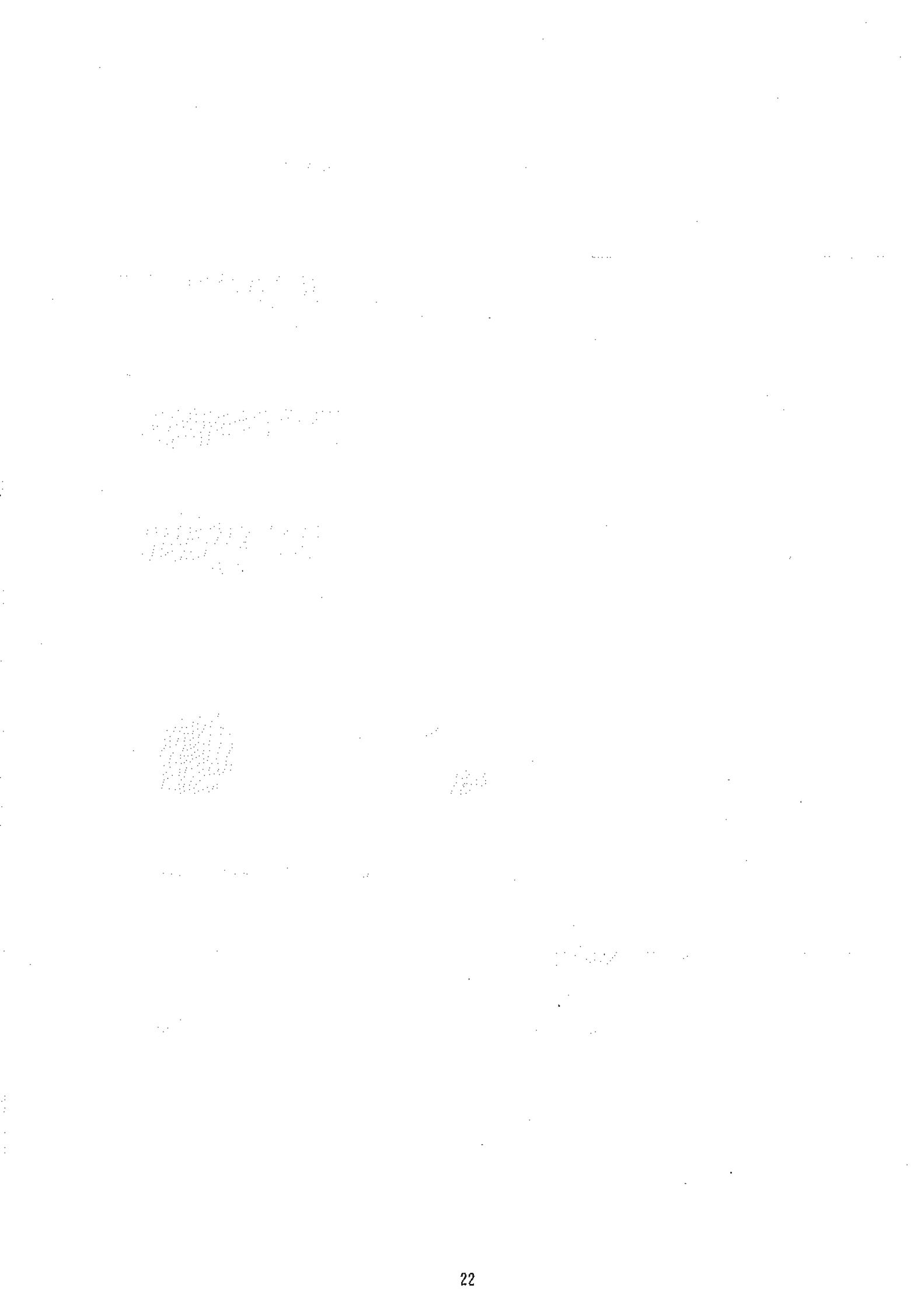
地方交付税の拡充、補助事業による支援など、必要な財政上の措置が講じられます。

#### 人材確保

鳥獣被害対策実施隊を設け、民間の隊員については非常勤の公務員とし、狩猟税の軽減措置等の措置が講じられます。

### 施行期日

施行期日は平成20年2月21日。



## 農業の生物多様性に関する COP10 の決議

「農業の生物多様性」（2010年10月29日決議）（抄）

Agricultural Biodiversity (Advance Unedited Text)

(締約国会議は)

1. 農業の生物多様性が、2009年の食料安全保障に関する世界サミットにおけるローマ宣言で認識されたように、特に、気候変動に晒され、自然資源が限られた状況の中で、食料の安全保障や栄養補給の点において重要であることを認識する。
18. 「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約(ラムサール条約)」(1971年、イラン・ラムサール)第10回締約国会議の「湿地システムとしての水田における生物多様性の向上」を主題とする決議X.31(水田決議)が、とりわけ、世界中の114カ国で米が栽培されていること、水田(米を栽培するために水を張り灌漑した耕地)が何世紀にも亘り広大な面積の水面を供給し、水田生態系を維持させるために重要な米と関連した高いレベルの生物多様性を、他の多くの生態系サービスを提供していることと同様に支持していることに留意して、これを歓迎し、ラムサール条約決議X.31と農業の生物多様性に関する作業計画の実施との関連性を認識し、関係する締約国に対して、適当な場合、この決議の完全な実施を求める。
19. 農業生態系、特に、水田及びオアシスの生態系について、生物多様性の保全及び持続可能な利用のために、その重要性を認識し、国連世界農業食糧機関(FAO)に対して、その資源の範囲内で、条約事務局長及び、先住民及び地域のコミュニティーを含む関係パートナーとの協議の上、第11回締約国会議までに考慮できるように、締約国に対する政策に関するガイダンスをさらに支援するために、本条約及び他の関連する国際的約束に適合して、農業生態系によりもたらされる生態系サービスの評価に関する更なる研究に取り組むことを求める。

1990-1991

# 世界重要農業資産システム(Globally Important Agricultural Heritage Systems: GIAHS(ジアス))の活用

## GIAHSの概要

- ・ FAOが2002年から開始したプロジェクトで、次世代へ継承すべき重要な農法や生物多様性等を有する地域（サイト）を認定する制度
- ・ 地域が主体的に計画し、行動することが原則
- ・ GIAHS認定後は、計画に沿った活動やモニタリングを実施
- ・ 農業者の農法や開発行為について、直接の制限なし
- ・ 認定のメリットは、認定地域としての知名度向上を活かした農産物のブランド化等

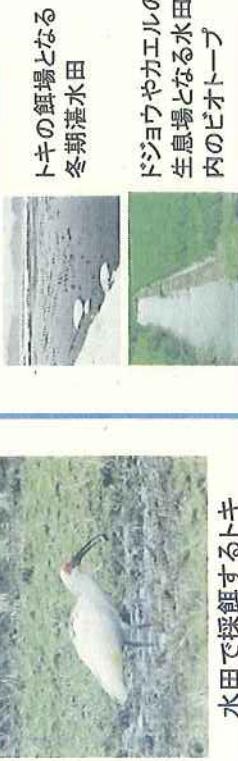
GIAHSは、各国の多様な農業の存在を積極的に評価し、これを維持、活性化することを目的とした仕組みであり、我が国の農村地域がこの認定を受けることは、  
① 水田を主体とした我が国農業の環境調和性を国際的にPR  
② ブランド化や観光への活用を通じた農村地域の活性化等の効果が期待され、農政推進上の観点からも重要である。このため、地域におけるGIAHSの取組に対し、豊林水産省として、情報提供等の支援など「協力」を行う。

## GIAHS認定に向けた取組

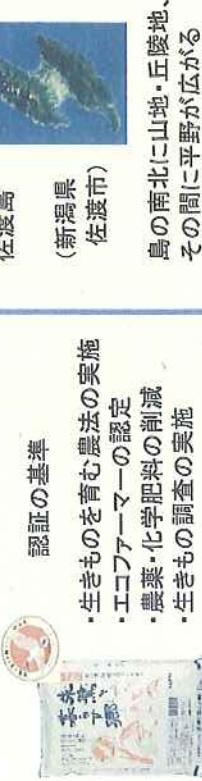
佐渡地域及び能登地域では、GIAHSの認定に向け、国連大学や国、県の支援を受けつつ、ビジョンや活動計画を検討し、昨年12月にFAOへ申請したところ。

(例) 島に受け継がれたトキを中心とした豊かな生態系や景観を保全する「生きものを育む農法」の振興（佐渡市）

### 【生きものを育む農法】



### 【トキをシンボルに米のブランド化】



農村地域の生物多様性の保全と活性化に寄与



「森林における生物多様性保全の推進方策検討会」  
(平成21年7月、林野庁有識者検討会とりまとめ)

## 森林における生物多様性の保全及び持続可能な利用の推進方策について (概要)

### 1 趣旨

平成22(2010)年は、国連が定める「国際生物多様性年」であり、我が国で生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)が開催される節目の年である。このことも踏まえ、我が国の豊かな生物多様性の宝庫である森林生態系を健全な形で将来に残していくため、外部有識者(※)からなる「森林における生物多様性保全の推進方策検討会」を設置し、森林・林業関係者等の生物多様性の保全に対する理解を深めるとともに、今後の望ましい森林・林業施策の方向性に係る提言をとりまとめるものである。

### 2 背景・課題

- 森林、農地、湿地、河川等の様々な生態系は、植物、動物、微生物、土壤、水等の多様な構成要素が、人間の継続的な営みによる働きかけを含め、様々なつながりを形成することによって成り立っており、人間の営みが持続可能な形で行われる限りにおいて、これら生態系は全体として安定した地域固有の自然環境を形成し、気候の安定化、洪水等の調節、有用な資源の供給、野生生物の生息・生育環境の確保等に寄与する一方、このような生物多様性が失われることは、社会経済システムの維持のみならず人類の存続に対する脅威となるもの。
- 世界の陸地面積の約3割を占める森林は、陸上の生物種の約8割がその生息・生育を依存するなど、森林生態系は野生生物の生息・生育の場や種・遺伝子の保管庫として、生物多様性の保全にとって最も重要な位置を占めるもの。
- 一方、国際的には熱帯林の減少・劣化が依然として進行するとともに、我が国においても人工林の管理放棄を含む里山林の放置、天然林の質的低下等がみられるほか、生物多様性の損失を今後さらに招く要因として、

かつて薪炭材生産を主体として維持管理されてきた広葉樹二次林の放置に伴う植生遷移の進行や、シカの個体数の増加に起因する下層植生の消滅等の森林生態系の生産力・再生力の減退が特に懸念されるところ。

- さらに、地球温暖化の進行は、生物種や生態系が適応できるスピードを超えて、多くの種の絶滅を含む甚大な影響を与えるものと予測されており、生物多様性の保全及び持続可能な利用については、地球温暖化の防止・適応策と等しく重要な問題として一体的に取り組んでいくことが不可欠。

### 3. 森林における生物多様性の保全及び持続可能な利用に向けた基本的方向

- 我が国は国土の3分の2を森林が占めるなど、他の先進国や主要林業国と比較して極めて高い森林率を維持しており、森林そのものが国土の生態系ネットワークの根幹としての役割を担い、我が国の豊かな生物多様性を維持。
- すべての野生生物種は地域固有の様々な自然環境に適応することによって生存を維持しているものであり、原生的な自然環境を必要とする動植物のほか、人為による攪乱（伐採、バイオマス利用）や自然の攪乱（噴火、火災、風倒、枯死等）によって形成される二次的な環境下に適応して生息・生育する動植物が存在するため、森林管理としては、時間軸を通して適度な攪乱により常に変化しながらも、一定の面的広がりにおいて、あらゆる植生タイプ、あらゆる遷移段階の森林がバランスよく配置されることが重要。
- この際、生物の多様性が科学的に解明されていない要素が多くあることを十分認識した上で、不確実性を減らすための調査研究に取り組むとともに、当初の予測どおりとならない事態も起こり得ることを、あらかじめ管理システムに組み込み、常にモニタリングを行いながらその結果に合わせて対応を変える順応的管理の考え方が重要
- このため、森林資源の保続培養を図るために必要な森林施業の規範を示す森林計画制度は生物多様性の保全及び持続可能な利用の観点から十分評価されるものであり、制度の的確な運用を通じ、規制的な措置とと

もに、森林生態系の生産力の範囲内で持続的な林業活動を促す獎励的な措置を講じることによって、様々な林齢からなる多様な森林生態系を保全することが生物多様性の確保に寄与。

#### 4. 森林における生物多様性の保全及び持続可能な利用に向けた具体的対策

##### (1) 制度面での対応

森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考え方を基本とし、流域を単位として、地域の実情に応じ、①生物多様性の評価軸となる森林植生の変化等に関連する指標群を設定し、森林生態系のモニタリングにより個々の指標ごとの現状を客観的に捉えることにより地域全体の森林の植生構造の変化等を把握し、②そのような科学的・客観的な分析を通じ、それぞれの流域において生物多様性の保全及び持続可能な利用を図る上での政策課題や重点的に取り組むべき施策を関係者の合意により明らかにし、③それを次の地域森林計画等の策定に反映させていくという、森林計画策定プロセスの一層の透明化を図っていくことが重要。

##### (2) 事業活動での対応

生態系、種、遺伝子というそれぞれのレベルにおいて生物多様性の確保が図られるよう、森林の適切な整備・保全、里山林の持続的な利用による更新・再生、緑の回廊の設定等による森林生態系のネットワークの形成、シカ等の野生動物による被害の防止、絶滅のおそれがある希少な種の生息・生育区域や地域的に隔離された生態系の保全、林木遺伝資源保存林等の生息域内保存及び生物多様性に係る専門家の育成と国民への普及啓発等を総合的に推進するとともに、森林吸収源対策等の地球温暖化防止対策と生物多様性の保全及び持続可能な利用を一体的な課題として取り組むことが重要。

さらに、平成 22（2010）年の「国際生物多様性年」から翌 23 年の「国際森林年」にかけて、NPO 等の活動に対する支援や企業活動等との連携も含め、産官学一体となって、切れ目のない運動を展開し、我が国の森林・林業の果たしている役割や重要性を国内外に積極的にアピールすることが必要。

(※) 森林における生物多様性保全の推進方策検討会委員名簿

[五十音順・敬称略]

- 秋庭悦子 特定非営利活動法人グリーンコンシューマー東京ネット理事
- 有馬孝禮 宮崎県木材利用技術センター所長（座長）
- 合瀬宏毅 日本放送協会解説委員
- 清野嘉之 独立行政法人森林総合研究所温暖化対応推進拠点長
- 楠部和弘 日本林業同友会理事
- 高松健比古 財団法人日本野鳥の会監事
- 田中惣次 全国林業研究グループ連絡協議会会長
- 横山隆一 財団法人日本自然保護協会常務理事
- 鷺谷いづみ 国立大学法人東京大学大学院農学生命科学研究科教授

(参考 URL)

- ・本提言の本体

<http://www.rinya.maff.go.jp/j/press/kenho/pdf/090723-02.pdf>

- ・「森林における生物多様性保全の推進方策検討会」の概要（資料）

<http://www.rinya.maff.go.jp/j/kenho/tayousei.html>

## 森林・林業再生プラン（平成21年12月25日農林水産省）（概要） ～コンクリート社会から木の社会へ～

### I. 新たな森林・林業政策の基本的考え方

#### 1. 基本認識

森林所有者の林業への関心は低下。森林の適正な管理に支障を来すことも危惧される状況。一方、世界的な木材需要の増加、低炭素社会づくりの動きなどを背景に、木材利用の拡大に対する期待は高まり。こうした中、今後10年間を目途に、我が国の森林・林業を早急に再生していくための指針を作成。

#### 2. 3つの基本理念

以下の3つの基本理念の下、木材などの森林資源を最大限活用し、雇用・環境にも貢献するよう、我が国の社会構造をコンクリート社会から木の社会へ転換。

理念1：森林の有する多面的機能の持続的発揮

理念2：林業・木材産業の地域資源創造型産業への再生

理念3：木材利用・エネルギー利用拡大による森林・林業の低炭素社会への貢献

### II. 目指すべき姿

10年後の木材自給率50%以上

### III. 検討事項

#### 1. 林業経営・技術の高度化

- (1) 路網・作業システム
- (2) 日本国フォレスター制度の創設・技術者等育成体制の整備
- (3) 森林組合改革・民間事業体サポート

#### 2. 森林資源の活用

- (1) 国産材の加工・流通構造
- (2) 木材利用の拡大

#### 3. 制度面での改革、予算

- (1) 森林情報の整備、森林計画制度の見直し、経営の集中化
- (2) 伐採・更新のルール整備
- (3) 木材利用の拡大に向けた制度等の検討
- (4) 国有林の技術力を活かしたセーフティネット
- (5) 補助金・予算の見直し

### IV. 推進体制

- ・ 森林・林業再生プラン推進本部（本部長：農林水産大臣）
- ・ 検討委員会（外部の有識者なども含めた推進本部の下の委員会）

### V. 主体別の果たす役割について

国、地方公共団体、森林組合・林業事業体・森林所有者が、森林・林業基本法に示されたそれぞれの役割を確認し、相互に連携して取組。

## 森林・林業基本政策検討委員会 最終とりまとめ 「森林・林業の再生に向けた改革の姿」の概要

### 1. 改革の方向

これまでの森林・林業政策は、森林造成に主眼が置かれ、持続的な森林経営を構築するためのビジョン、そのために必要な実効性のある施策、体制を作らないまま間伐等の森林整備に対し広く支援。その結果、施業集約化や路網整備、機械化の遅れ、脆弱な木材供給体制、森林所有者の林業への関心の低下という悪循環に陥っている状況。このことを真摯に受け止め、森林・林業に関する施策、制度、体制について、抜本的に見直し、新たな森林・林業政策を構築していくことが必要。

このため、以下の点について段階的、有機的に推進し、10年後の木材自給率50%以上を目指す。

- ① 適切な森林施業が確実に行われる仕組みを整えること
- ② 広範に低コスト作業システムを確立する条件を整えること
- ③ 担い手となる林業事業体や人材を育成すること
- ④ 国産材の効率的な加工・流通体制づくりと木材利用の拡大を図ること

### 2. 改革の内容

#### (1) 全体を通じた見直し

- ・国、都道府県、市町村、森林所有者等の各主体がそれぞれの役割の下、自発的な取組を推進するため、市町村森林整備計画のマスター・プラン化、森林経営計画（仮称）の創設など持続的な森林経営を確保するための制度的枠組みを整備

#### (2) 適切な森林施業が確実に行われる仕組みの整備

- ・無秩序な伐採の防止や伐採後の更新を確保するための制度を導入
- ・意欲と能力を有する者が、面的なまとまりを持って集約化や路網整備等に関する計画を作成する森林経営計画（仮称）制度を創設
- ・森林経営計画（仮称）作成者に限定して、集約化に向けた努力やコスト縮減意欲を引き出しつつ必要な経費を支払う森林管理・環境保全直接支払制度を創設

#### (3) 広範に低コスト作業システムを確立する条件整備

- ・森林経営計画（仮称）等による施業集約化の推進や境界明確化の加速化
- ・丈夫で簡易な路網として、林業専用道、森林作業道の区分を新設し、全国的に共通する規程・技術指針等を作成
- ・路網開設等に必要な人材の育成、路網整備を加速化させていくための支援を充実

#### (4) 担い手となる林業事業体の育成

- ・森林組合については、施業集約化・合意形成、森林経営計画（仮称）作成を最優先の業務とし、その実行状況を明確化
- ・森林組合と民間事業体とのイコールフッティング（機会均等）を確保

#### (5) 国産材の効率的な加工・流通体制づくりと木材利用の拡大

- ・川上から川中・川下までのマッチング機能を備えた商流・物流の構築等、民有林と国有林の連携強化しつつ効率的な流通体制づくり
- ・設計者など人材の育成、公共建築物木材利用促進法に基づく公共建築物の木造化の推進、合法木材の普及等木材利用に対する消費者等理解の醸成
- ・パーティクルボード等の木質系材料や石炭火力発電所での混合利用等木質バイオマスの総合利用

#### (6) 人材育成

- ・森林・林業に関する専門知識・技術や実務経験など、一定の資質を有する者をフォレスターとして認定し、市町村森林整備計画の策定等市町村行政を支援できる仕組みを創設
- ・森林経営計画（仮称）の作成、集約化施業を推進するため、必要な知識習得のための研修を実施し、森林施業プランナーを育成、能力向上
- ・国有林は多様な立地を活かしてニーズに最も適した研修フィールドや技術を提供

# 森林・林業の再生に向けた改革の姿（イメージ）

現 状
○施業放棄森林の増加
○形骸化している森林計画制度
○計画がなくとも補助事業が受けられ、バラバラな森林施業を実施
○丈夫で簡易な路網整備への対応の遅れ
○計画的な人材育成策の欠如

## 森林計画制度の見直し

- 森林計画制度の見直しによる適正な施業の確保
- 森林管理・環境保全直接支払制度の導入による集約化推進



フォレスターによる指導



## 路網整備・人材育成

- 丈夫で簡易な路網整備の加速化
- フォレスターなど必要な人材の育成
- 担い手となる林業事業体の育成



地域における合意形成  
市町村が主体的に森林を区分

林業専用道

森林作業道

林道

## 国有林の貢献

- 国有林は、安定供給体制づくり、研修フィールドや技術を活用した人材育成を推進

木材の安定的な供給

川上→川下のマッチング・安定的取引  
「見える化」の推進

「見える化」の推進

現 状
○ 流通構造が小規模・分散・多段階
○ 需要者のニーズに対応できていない供給体制
○ 公共建築物の木造率が低位
○ 毎年2,000万m <sup>3</sup> の林地残材が発生
○ 消費者理解の醸成、人材の育成が必要

## 木材資源の活用

- 公共建築物における木材利用の促進
- 木質バイオマス利用の拡大
- 国産材の安定供給体制の構築

## 中間土場の活用

製材・合板用材からチップ用材までのトータル搬出



地域中小工場

乾燥等の推進・技術開発

JAS規格の見直し

プレカット工場

大規模工場

チップ工場等

燃料等としての利用促進

チップ工場等

燃料や製紙用チップ

木くず燃焼ボイラー  
ペレットストーブ  
石炭混焼等

国産材型枠用合板  
木製ガードレール等

公共建築物・住宅等

工務店、ハウスメーカー

技術開発・人材育成

公共建築物等木材利用促進法の実効性確保

品質・性能の確かな製品の安定供給

乾燥等の推進・技術開発

JAS規格の見直し

地域中小工場

乾燥等の推進・技術開発

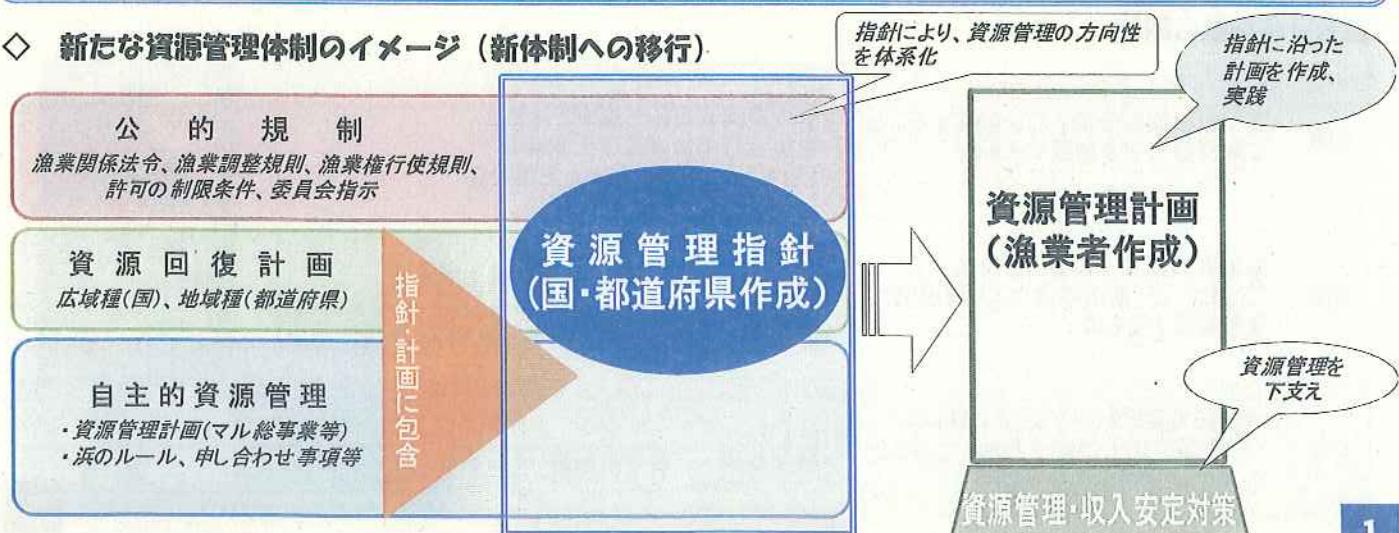


# 新たな資源管理体制について ～資源管理指針・資源管理計画の導入～

## 《I-1. 資源管理指針・資源管理計画の導入の必要性》

- 資源状況が低位にある資源が多く見られる中、国民への水産物の安定供給、水産業の健全な発展を確実なものとするためには、資源状況等に即した水産資源の適切な管理が最も重要な課題。
- このためには、漁業者、研究機関、行政が一体となった計画的資源管理を行うことが重要。
- 今般導入する資源管理指針・資源管理計画の体制は、現在、資源回復計画等により行われている計画的資源管理を他の魚種、漁業にも拡大し、基本的に全ての漁業者が計画に基づく資源管理に参画するよう促すもの。
- 併せて、資源管理・収入安定対策を講じることによって、資源状況の変化等に即した機動的資源管理が進められることを期待するところ。

### ◇ 新たな資源管理体制のイメージ（新体制への移行）



## 《I-2. 資源管理指針・資源管理計画の概要》

## 【資源管理指針】

- 資源管理指針は、今後の水産資源管理のあり方について国及び都道府県が定める基本的方針であり、水産資源に関する管理方針及びこれを踏まえた具体的な管理方策を内容とする。
  - 主要魚種(TAC対象魚種、カツオ・マグロなど)については国が、地域の重要な魚種は都道府県が指針の管理対象とし、これら魚種の管理方針及びそれらを漁獲する漁業について、行うべき資源管理措置を定める。

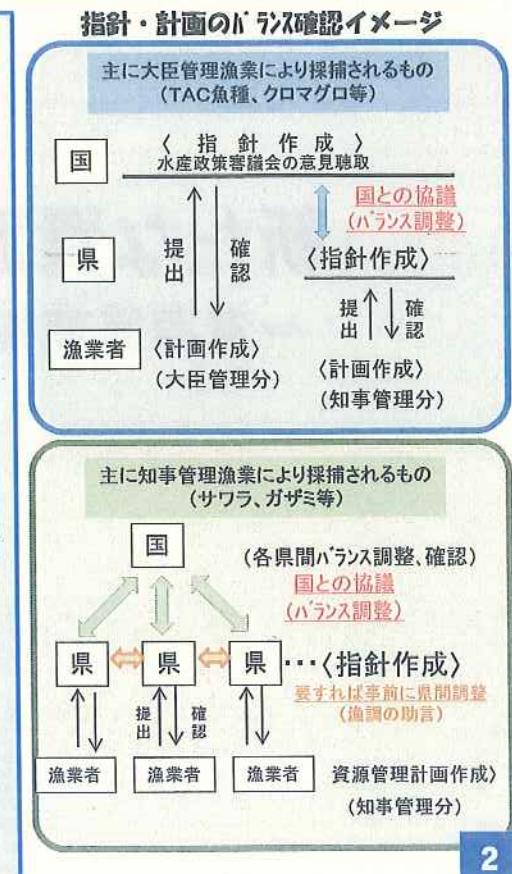
大臣管理漁業 → 国指針  
(水産政策審議会の意見聴取)  
知事管理漁業 → 都道府県指針  
(海区漁業調整委員会の意見聴取)

## 【資源管理計画】

- 資源管理計画は、資源管理指針に基づき関係漁業者が漁業種類ごとに自主的に作成するもので、資源管理指針に記載された漁業種類毎の資源管理措置について、その規模等を具体的に記すもの。

## 【指針・計画のバランス確認】

- 都道府県指針については、他都道府県とのバランス等を確認するため、国との協議を求めることがある。
  - 漁業者の作成する資源管理計画については、その内容が指針に沿っているか、指針作成主体(国又は県)が確認。



## 《I-3. 実施すべき資源管理措置》

- 各漁業において実施すべき資源管理措置は、対象資源の状況、漁業種類等によって異なり、その内容も許可の制限又は条件、漁業調整規則などの公的資源管理に加えて、漁業者が自ら行う自主的資源管理がある。
  - 資源管理指針及び資源管理計画に記載すべき資源管理措置は、自主的に取り組む休漁や体長制限などの措置とする。(漁業調整規則等による公的資源管理についても、その遵守について改めて記載)
  - 自主的資源管理措置については、措置の程度等に応じ類別し、少なくとも、操業の自粛をともなうもの(A類)を1つ以上、A類を含まない場合には漁具規制などその他漁獲努力量を削減するもの(B類)を含む2つ以上の措置を実施するよう求める。

## 資源管理措置の類別

A類	漁業者の操業そのものを自粛することで漁獲努力量を削減するもの	(例えば) ・予め期間や日程を決めた休漁 ・漁業者毎の漁獲量の上限設定 ・1日あたりの操業時間の上限設定	
B類	漁業者の操業そのものを自粲するものではないが、他の手法により漁獲努力量を削減するもの	(例えば) ・区域、期間別の複数による総量上限設定 ・漁具規制　・漁獲物規制(体長制限、小型魚保護等) ・操業回数上限設定　・操業区域規制(保護区域等)	
C類	漁獲努力量を制限するものではないが、資源の増大に資するものであると水産庁長官が認めるもの	(例えば) ・種苗放流　・漁場の整備(藻場造成、海底耕耘等)	

## 《I-4. 資源管理措置の履行確認》

- 資源管理指針及び資源管理計画に記載される各資源管理措置は、確実に履行されなければならない。
- 履行が確認された漁業者に対して収入安定対策を講じることを想定。
- このため、履行確認が適切に行われるよう、各資源管理措置に係る履行確認の方法は、資源管理指針、資源管理計画に記載。
- 具体的には、資源管理指針に各資源管理措置の確認方法を記載し、資源管理計画には、履行確認のために漁業者が提出する証拠書類を記載。
- 履行確認のプロセスにおいては、行政側の漁獲量把握システム（漁獲量トレースシステム）のデータも併せて活用。

### 履行確認方法記載のイメージ

資源管理指針記載例

資源管理措置	履行確認手段・方法(例)
休漁	・操業日誌 　・市場伝票 ・漁協伝票 　・写真(係船休漁時) 等
漁獲量規制	・市場伝票 　・漁協伝票 等
操業時間制限	・漁協記録簿(出港・入港時刻) 等
漁具規制	・漁具、設備の写真 等
操業区域規制	・GPS記録 等
漁獲物規制	・市場、漁協データ 等
種苗放流	・活動記録 　・経費負担の証拠書類 等
漁場整備等	・活動記録 等

資源管理計画記載例

指針規定 資源管理措置 項目	自主的 資源管理措置	確認用提出書類
漁具規制	網目拡大 ○寸目以上	漁具写真(網目)
"	使用反数制限 △反以下	漁具写真(積込前後)
休漁	定期休漁 9~11月 毎週土曜休漁	漁協出荷状況データ

リンク

4

## 《I-5. 資源管理指針、資源管理計画に記載すべき具体的な事項》

### 【資源管理指針】

1. 都道府県の資源管理の基本的な考え方  
当該都道府県における漁業生産の概観、資源管理への取組の実態、今後の進め方等について記載
2. 海洋生物資源等毎の動向及び管理の方向  
(魚種別資源管理)  
主要魚種ごとの資源状況(漁獲状況)等を踏まえた資源管理の方向性、目標を記載し、当該魚種を利用している主要漁業について、漁業毎に行うべき資源管理措置を記載

#### (漁業別資源管理)

特定魚種を対象とした資源管理が困難な漁業について、漁業ごとに漁獲の状況、資源管理の方向性、目標を記載し、それを達成するための資源管理措置を記載

3. その他  
資源管理措置の履行確認(手法、漁獲量把握システムの活用等)、漁業者の履行確認への積極的協力の義務、種苗放流、生育場の育成などについて積極的に推進すべきことを記載

### 【資源管理計画】

1. 目的  
当該漁業の実態、資源管理への取組の必要性等を記載
2. 対象海域
3. 対象資源
4. 資源管理目標及び達成のための措置  
指針に記された資源管理目標を達成するための具体的な自主的資源管理措置、履行確認のための提出証拠書類を記載

#### 5. 取組期間

#### ～その他～

- ・管理体制や計画遵守のための措置、計画参加・脱退の手続等を記載
- ・使用漁船名、登録番号を明記した計画参加者の名簿を添付

リンク

5



# 食料・農業植物遺伝資源条約(ITPGR)の概要

参考資料14

1. 名称: 食料及び農業のための植物遺伝資源に関する国際条約 (ITPGR)

2. 締約国: 2004年発効、現在127カ国及び欧州共同体(EU)

3. 目的:

持続的な農業及び食料安全保障のための、

(1)食料・農業植物遺伝資源の保全及び持続可能な利用

(2)食料・農業植物遺伝資源の利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分

4. 対象: 全ての食料・農業植物遺伝資源

(下記MLSの対象は、条約附属書に示す作物種類のものに限定)

5. 条約の内容:

(1)食料・農業植物遺伝資源へのアクセスと利益配分を各国共通のルールの下で行うことができる多国間システム(MLS)を構築

(2)MLSに提供された食料・農業植物遺伝資源は、あらかじめ定められた標準材料移転契約(SMTA)による簡易で迅速なアクセスが可能(アクセスに係る条件に関する個別の交渉が不要)

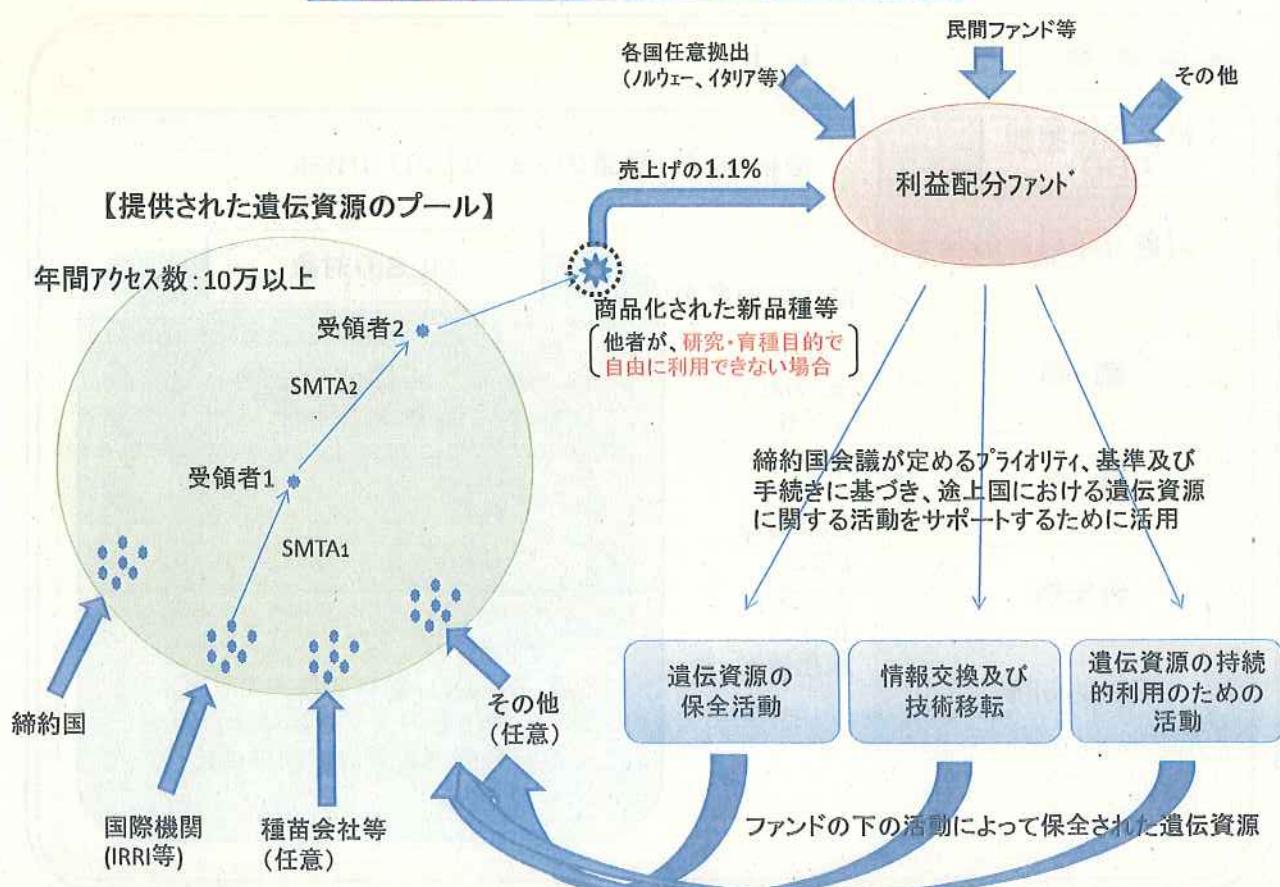
MLSを通じてアクセスした食料・農業植物遺伝資源を利用して商業上の利益が生じた場合、利用者はその一部をFAO内の基金を通じて途上国に還元

(3)なお、MLSを通じた食料・農業植物遺伝資源へのアクセスは、

① 食料・農業のための研究、育種及び教育目的での利用に限定

② 対象を条約付属書に示す「クロップリスト(35作物、29属牧草類)」の作物に限定

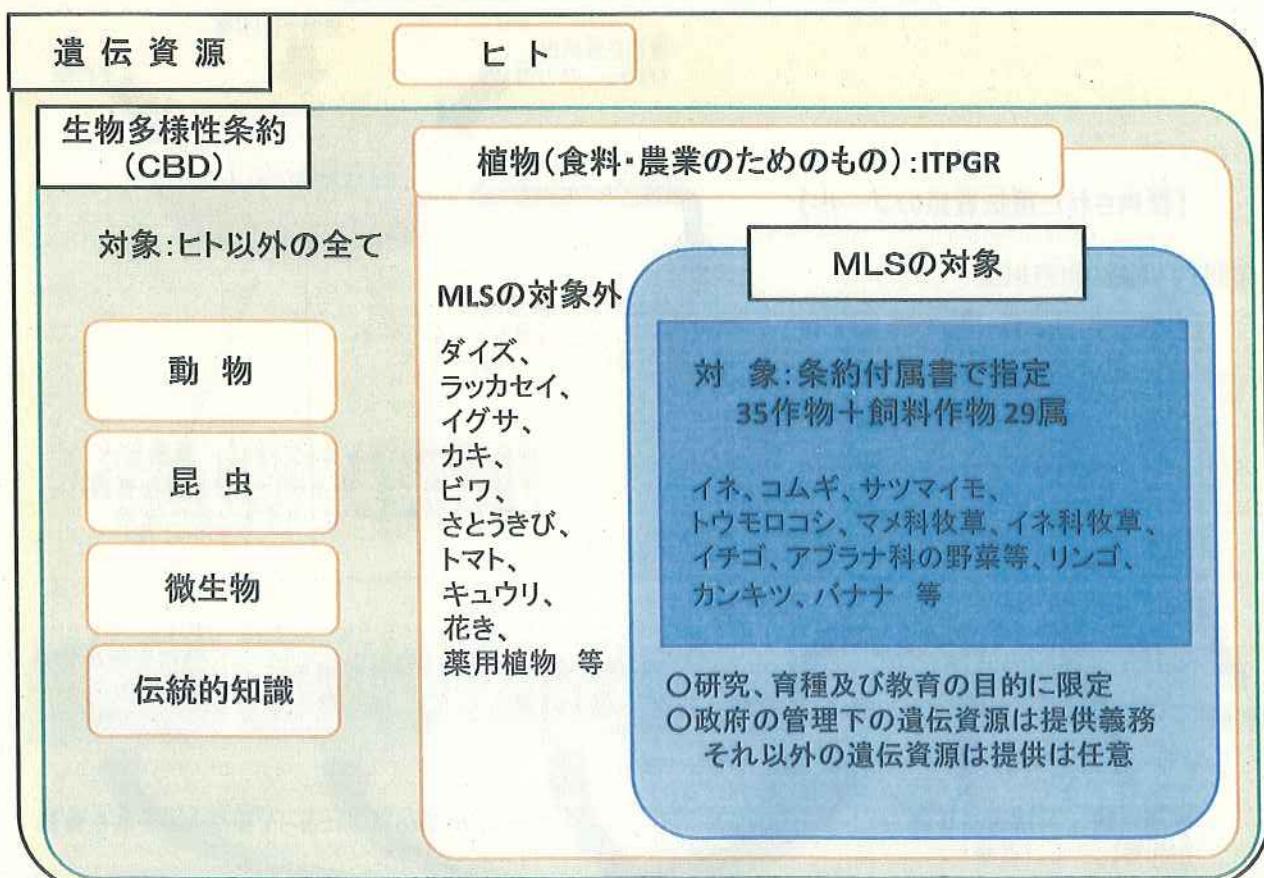
## 多国間システム(MLS)の概要



## CBDとITPGRの比較

	生物多様性条約(CBD)	食料・農業植物遺伝資源条約(ITPGR)
加盟国数	193カ国（米国未加盟）	127カ国、EU(日本、米国、中国、ロシア未加盟)
対象	全ての遺伝資源	全ての食料・農業植物遺伝資源
目的	・生物多様性の保全 ・持続的利用 ・遺伝資源の利用による利益の配分	持続可能な農業及び食料安全保障のための、 ・植物遺伝資源の保全及び持続的利用 ・植物遺伝資源の利用による利益の配分
アクセス	提供国との個別の交渉により、 ・アクセスの事前同意(PIC)を得た上、 ・利用形態や利益配分に関する契約 (相互合意条件(MAT))を設定  ➡ 提供国の事前同意(PIC)が得られない ケースや困難な契約条件を課されるケース	「多国間システム」の遺伝資源については、 ・アクセスの事前同意(PIC)は不要 ・あらかじめ定められた契約ひな形(SMTA)を使用  ➡ 事前同意(PIC)や契約条件(MAT)に関する 提供国との個別の交渉が不要
利益配分	上記の個別の交渉により設定された相 互合意条件(MAT)に基づき実施(一般 には提供国に対して支払い)	上記のSMTAに定める条件に基づき実施(FAO の基金に対して支払い)
その他	昨年10月に「名古屋議定書」が成立し、 より具体的な運用ルールが決定	「多国間システム」の対象は、食用作物や飼料 作物を中心とした64種に限定

## 多国間システム(MLS)の対象遺伝資源



## 標準材料移転契約(SMTA)

### 提供者の権利と義務

- 無償又は最低経費以下の有償で、遺伝資源を迅速に提供すること(SMTA第5条(a))
- パスポートデータその他の秘密でない情報も併せて提供すること(SMTA第5条(b))
- 締約国会議に対して、締結した契約について通知すること(SMTA第5条(e))

### 受領者の権利と義務

- 受領した遺伝資源は、研究、育種又は教育の目的のためのみに利用すること(SMTA第6条第1項)
- 受領したそのままの形態での遺伝資源又はその遺伝的部分・構成要素に対するアクセスを制限するような知的財産権等を取得しないこと(SMTA第6条第2項)
- 遺伝資源を第三者に移転しようとするときは、新たに同内容のSMTAを締結し、その条件において移転すること(SMTA第6条第4項)
- 成果物について取得した知的財産権を第三者に譲渡する場合は、当該契約の利益配分義務を併せて移転すること(SMTA第6条第10項)
- 金銭的利益配分(2つのオプションから選択)
  - (a)他者による成果物の研究・育種目的利用を制限する場合、当該成果物の売上高から3%を差し引いた額の1.1%を支払うこと(SMTA第6条第7項)
  - (b)(成果物の利用の制限に関わらず、)契約から10年間を期間とし、成果物及び受領した遺伝資源が属する作物属種の商品全体の売上高の0.5%を支払うこと(SMTA第6条第11項)





## IPBES（生物多様性版IPCC）

（生物多様性と生態系サービスに関する政府間科学政策プラットフォーム）

【目的】生物多様性に関する科学と政策のつながりを強化し科学を政策に反映させる



■国連環境計画(UNEP)の主導により、

■生物多様版IPCCの設立を検討

■我が国はIPBES設立を支持、各国へ働きかけ

■2010年6月：韓国で開催された第3回政府間会合において、IPBES設立に基づく合意

■活動内容・体制

・新たな研究活動は行わないが、科学情報のニーズを特定し、関係団体との対話により、

・新たな知見の生成を促進

・世界規模及び地域レベルのアセスメントを実施、政策立案・実施への活用を支援

・能力養成活動への資金支援等の実施

・独立した政府間機関として、1つ又は複数の既存の国連組織により運営

COP10

第65回国連総会に対し、IPBESの早期設立について検討を奨励する決定を採択

2010年12月20日に第65回国連総会において決議を採択

2011年2月のUNEP管理理事会で、IPBESの総会を2011年中に開催することが決定

参考資料 15

